

平成24年11月定例会 経済委員会（事前）

平成24年11月20日（火）

〔委員会の概要 商工労働部関係〕

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時39分）

これより、商工労働部関係の調査を行います。

この際、商工労働部関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第10号 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 職業能力開発促進法施行条例の制定について
- 議案第12号 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 鳴門わかめの不適正表示事案について
- 企業誘致の推進について（資料②）
- 徳島県立中央テクノスクールの先行供用について
- とくしま県産品振興戦略（案）について（資料③④）

酒池商工労働部長

商工労働部から今議会に提出を予定いたしております案件につきまして、お手元の経済委員会説明資料に基づき、御説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。

その他の議案等といたしまして、3つの条例案がございます。

まず、アの徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、公設試験研究機関の高度かつ専門的な知識、技術等機能を生かし、計量業務の充実を図るとともに、計量に関する機能の強化及び計測技術の高度化を推進するため、平成25年4月1日から工業技術センターに計量検定所を統合することに伴う所要の整備を行うものでございます。

次に、2ページをお開きください。

イの職業能力開発促進法施行条例でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、丸のアからオに記載の事項につきまして、条例で定める必要があるため制定するものでございます。

次に、ウの徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、他県との均衡等を勘案し、訓練生に適正な負担を求めるため、徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練に係る授業料等を徴収するものでございます。

商工労働部において、今議会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、4点御報告させていただきます。

第1点目につきましては、鳴門わかめの不適正表示事案についてでございます。

去る11月9日に危機管理部において、JAS法等の規定に基づき県内の事業者に対し、2件の指示、指導を行ったところでございます。

商工労働部といたしましては、これまで関係機関との連携により鳴門わかめの信頼回復に取り組んできただけに、このたびの不適正表示事案の発生につきましては、まことに残念であると考えております。

今後、これ以上違反事案やブランドの信用失墜となる事態が生じないように、関係機関に対し強く要請いたしますとともに、農林水産部等と連携を図り、鳴門わかめの信頼回復に向け、しっかりと取り組んでまいります。

第2点目につきましては、企業誘致の推進でございます。

お手元の資料1をごらんください。

札幌市に本社を置きます株式会社レーザーシステムが、阿南市においてLED部品のレーザー加工等の研究施設を開設することとなり、昨日、県庁において、同社、県及び阿南市の三者により、覚書の調印式を行ったところでございます。

また、東京都に本社を置きます株式会社プラットイーズが、神山町にサテライトオフィスを開設することとなりました。同社は、テレビや映画の番組詳細情報の収集、編集、配信等を行っており、新たに10名の新規雇用を行い、来年3月の操業開始を予定しております。

さらに、上板町の光食品株式会社におきまして、電力リスク緊急支援制度を活用し、自家発電設備及び生産設備の導入を決定いたしました。

これら企業の操業を地元市町等と連携し、しっかりと支援してまいりますとともに、引き続き積極的な企業誘致活動を実施し、県内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

第3点目につきましては、徳島県立中央テクノスクールの先行供用についてでございます。

資料は、お配りしておりません。

中央テクノスクールにつきましては、来年4月の開校に先駆け、去る11月11日、先行供用記念セレモニーを開催し、在職者訓練棟とろうきんホール、これは多目的ホールでございますが、この供用を開始いたしました。

また、11月をオープニング月間と位置づけ、経済界や技能団体と連携し、イベントや講演会などを集中的に開催いたしますとともに、企業や団体における研修や実技実習、資格

取得試験など、産業人材の育成の場として御利用いただいているところでございます。

今後とも産業界との連携を一層強化し、県内企業が求める人材や訓練などのニーズをしっかりと受けとめ、実践的な産業人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

最後に第4点目、とくしま県産品振興戦略（案）についてでございます。

9月定例会の当委員会におきまして骨子の御説明を行い、その後、パブリックコメントを経て、今回、その内容につきまして御説明させていただくものでございます。

お手元に資料2、とくしま県産品振興戦略（案）概要及び資料3、全体版をお配りさせていただいております。資料2の概要に基づき御説明させていただきます。

1の趣旨に記載のとおり、本戦略につきましては、県民に愛される県産品として県内での消費拡大、大都市圏等での認知度向上・販売促進を目指し、地域産業の活性化につなげるものであります。そのため、徳島ならではの農林水産品、加工食品、伝統的工芸品などの振興に向け、5の基本戦略に記載のとおり、体制づくりを強化し、市場調査、商品開発、ブランド化推進、販路拡大・販売促進の体系ごとに施策を展開し、関係機関が連携、協力して取り組むことにより、売れる県産品となるよう目指すものでございます。

今議会での御論議を踏まえ、とくしま県産品振興戦略を策定し、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。

説明及び報告事項については、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

先ほど説明がありました職業能力開発校に関する条例なんですけれども、徳島県職業能力開発校の入校試験手数料、それから入校の許可を受けようとする者は入校料、それからまた年額11万8,800円の授業料を徴収するようにしたということなんですけど、今現在、どういう方が何名学んでいらっしゃるのか、現状をちょっと教えていただけるでしょうか。

兼松産業人材育成センター所長

達田委員のほうから、今現在のテクノスクールの状況についてお尋ねがございました。

テクノスクールは、現在の徳島テクノスクールと鳴門テクノスクール、この2つが統合しまして、来年4月に中央テクノスクールとなります。それと、阿南テクノスクール、西部テクノスクールがございます。

徳島テクノスクールには、金属技術科、電子器機科、理容科、美容科、インテリア木工科がございまして、定員は現在のところ95名でございます。

鳴門テクノスクールには、メカニカル技術科、塗装科がございまして、定員は40名でござい

ございます。

阿南テクノスクールには、自動車整備科がございまして、定員は、2年制ですので2年合わせて40名でございます。

西部テクノスクールには、電気工事科、車体整備士科、建築科の養成課程がございます。それと、それ以外に離転職者向けの能開コースというのがございまして、設備施工科がございまして、それが4月と10月に15名ずつ受け入れまして30名。養成課程については、電気工事科が15名、それと車体整備士科が2年課程で1学年15名の計30名。それと建築科が15名でございます。以上でございます。

達田委員

それぞれの方の、例えば中高とか学校を卒業してすぐに来られた方、あるいはどこかに就職なさっていて、新たな技術の習得を目指して来られている方などの個々の事情といたしますか、それは把握されているでしょうか。

兼松産業人材育成センター所長

達田委員のほうから、個々の訓練生の状況についてのお尋ねでございますが、テクノスクールにつきましては、先ほど申しました阿南の自動車整備科、それと西部の車体整備士科は自動車関係の養成施設でございますので、高卒以上が要件となっております。それ以外の訓練科につきましては、フリーコースということで制限は設けておりません。ただ、理容科、美容科につきましては、35歳までということで制限を設けております。この制限につきましては、理美容に当たりましては、それぞれ若い感覚が必要ということで、35歳までということにしております。以上でございます。

達田委員

これまで入試の手数料、入校料、授業料は全く無料だったと思うんですけど、徴収しようというふうになった経緯ですね。どういう理由でそういうふうになってきたのか詳しく説明をしていただけたらと思います。

兼松産業人材育成センター所長

授業料、あるいは受験料、それと入学金等の徴収に至った経過ということでございますが、この流れにつきましては、全国的な状況がございます。先ほど部長のほうからも御説明申し上げましたとおり、平成24年4月現在で36都道府県が徴収しております。これから徴収予定の府県が新たに5県ございます。

それ以外の例を申し上げますと、四国の香川県、愛媛県、高知県につきましては、既に徴収しておりまして、これから本県が徴収しようとしております金額と同額を徴収しております。以上でございます。

達田委員

地域主権改革一括法ということで、国の方針として改革しようと、そういう法律の改正が行われてきたわけですが、この中で、こういう職業能力開発校であるとか、保育所であるとか、いろんなところで今よりも低い水準になる、または負担が重くなるというような危惧がされております。

それで、一般の学校というか個人経営でなさっている学校も確かにありますけれども、やっぱり公的な機関として職業技術を身につけさせていく教育を行う場というのと一般の学校とは違うと思うんです。ですから、県が行っている、職業能力、技術を身につけていきたいと思いますというところは公にやっているわけですから、福祉の観点でちゃんと生かされていけないといけないんじゃないかと。幾ら法律が変わっても、そういう観点はちゃんと貫いていただきたいと思うわけなんですけれども、お金がなくて、意欲があり、技術習得の能力もあると、そういう方が経済的な理由によって、そういう専門の学校に行けないというような場合に、月にしましたら10万円余って、そのほかのいろんな費用もかかってくると思うんですけれども、お金がかかってきますよね。そうなりますと、本当に困ったなあという方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、その点は、県がちゃんと面倒を見る学校として、どういう観点で取り組もうとされているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

兼松産業人材育成センター所長

テクノスクールの授業料徴収に当たって、福祉の観点、あるいは県がどうやってこれから運営していくのかというお尋ねかと思っております。

テクノスクールの授業料徴収に当たりましては、先ほど部長のほうからも説明がありましたとおり、徴収する訓練課程につきましては、自動車あるいは理容、美容の課程でございます。それぞれの課程につきましては、例えば美容科につきましては、県内に民間の養成施設が2つございます。自動車につきましては、私立の短期大学がございまして、それぞれ民間でやっております。そういうことから、同程度の負担を求めるということでございます。

それから、今まで無料であったものが有料になるということなんです、それ以外の、例えば今まで無料でありました1年制の課程、建築とかメカニカルとかという課程につきましては、同様に無料としております。あと、家庭の事情等で進学したいのに進学できないという方につきましては、減免措置を考えております。以上でございます。

達田委員

美容師さんとか理容師さんとかは、民間でやっている有名な学校もございますよね。非常に授業料が高いということもお聞きしております。しかし、そういうところとはやっぱり違って、本当にお金の心配なく安心して通えて、そして能力のある人がどんどんと技術を身につけていくという、そういう学校であってほしいなと思うわけなんです。

技術を身につけて、そして、お店に就職されたり、将来はお店を持ったりとかされて、経営者になっていくというような道があるかと思うんですけれども、そうなりますと、社会

的に大きな貢献もされてくるだろうと思いますので、私は、何もよそがやっているから同じように徴収しようということをしなくても、オンリーワン徳島で、そういう本当に温かい県政っていうのを出していくというような取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますので、こういう新たに県民からの負担を求めるということにつきましては、ちょっと承服しかねるところがございます。

先ほど、減免措置と言いましたけれども、その基準はどのようになっているのでしょうか。

兼松産業人材育成センター所長

減免措置についてのお尋ねでございますが、これから、例えば先に授業料を徴収しております農業大学校、あるいは他府県の状況等を参考にしまして、考えてまいりたいと考えております。具体的には、例えば生活保護世帯の方とかを考えております。以上でございます。

達田委員

御家庭とか御本人の負担にできるだけならないような方策をぜひお考えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それともう一点、先ほど御説明がございました食品の偽装表示ということで、これ私も変だなあと思ったんですけれども、どうしてワカメが次々と偽装されていくのかっていう、1回でないですよ、これがわからないんですけれども、どういうふうな事情だったのか、ちょっと詳しく教えていただけるのでしょうか。

岡田商工政策課長

このたびの指示、指導事案の発生に至る経緯でございますけれども、これにつきましては、今回、国の中国四国農政局徳島地域センターというところが抜き打ちといいますか、可能性があるという情報提供を踏まえて、県の危機管理部のほうで立入調査をやった結果に基づくものでございます。

こういった何度も生まれるという背景は何かということでございますけれども、それについては、いろいろ事情等はあるかと思っておりますけれども、ただ私どもとしては、鳴門ブランドを幾度となく阻害するような事案の発生でございますので、とにかく今回は加工業者ということもございまして、商工労働部としましては、加工業者の集まりの部会とか、そういったところに頻繁に通って周知を図るとともに指導等を行って、二度とこういうことがないように努めていきたいというふうに考えております。

達田委員

ワカメにつきましては、非常に高度な技術で産地がわかる、そういう技術も確立しているというふうに以前お聞きしておりましたので、またこういうことが起きたのかと不思議だったんです。製品を出す前にそういう技術を駆使して、にせものが出たりしないようなシステムをつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その点については、

いかがなんでしょうか。

岡田商工政策課長

今後二度と行われないうための再発防止ということにつきましては、関係部局とともに検討する必要があるかと当然思っておるわけでありすけれども、今回 J A S 法違反で指示を受けました業者につきましては、今回の県からの指示の中で、社員等のコンプライアンス意識欠如の原因究明とか、それから新たな再発防止策、こういったものを12月10日までに提出するようにとの指示も出ておりますので、そういった内容も見据えながら、今後、検討していきたいと思ひます。

達田委員

徳島県産が疑いの目で見られるような、そういう状況をなくすために、本当に技術の粋を集めて、いろいろな検査ができるというのがありながら、なかなか生かされていないような気がいたしますので、ぜひそういう技術がきちんと生かされて、そして、にせものが出回ったりしないような、そういう環境、システムを整えていただきたいと思ひます。これで終わります。

木南委員

きょう、この前から説明をいただいとったんですが、工業技術センターと計量検定所を統合するという話は、非常にタイムリーな話だなあと思ひております。

ところが、工業技術センターにもいわゆる計量の分野はあつたと思ひんですが、その上に計量検定所ってということで、設置した目的っていうのがもともと違うんです。計量法の中の商品取引のための計量器は検査をしなければならぬみたいな法律が背景にあると思ひます。これが計量検定所のもともとの目的だつたと思ひんですが、工業技術センターにある分については、いろいろな社会ニーズといいますか、それに対する、あるいは排気ガスだったり、あるいは非常に微細な計量をしたりとかいうところで、各民間が持てないものを持つみたいなのがあつたと思ひます。

目的が違うところが一緒になる、そこの整合性とともひ、工業技術センターに対しての計量に対する考え方、あるいは検定所に対しての計量に対する考え方というのは、多分何で2つあつたのかみたいなことがあると思ひんで、両方の計量の目的、あるいは一緒にしたらどうなるんかっていうのをもう少し詳しく説明してほしいと思ひます。

黒下新産業戦略課長

ただいま工業技術センターと計量検定所の統合によります、それぞれの目的、それと統合によるメリットということで御質問をちょうだいいたしました。

委員からのお話にもございましたように、計量検定所は、計量法に基づきまして、県内事業所が業務で使用する度量衡の機器、この計測機器の適性を確保するというを主な業務としております。一方、工業技術センターは、県内企業が行う製品それから技術の開

発、こういったものへの支援を行いまして、製品の品質や強度等の測定分析業務を行いまして、本県経済を成長させていくということを目的としたものでございまして、両者はそれぞれ企業の適正な度量衡の確保を通じた県民生活の安定化、それから技術支援による企業活動の成長促進という形で、業務目的は異なりますけども、いずれも県内企業の事業活動を支援するといったことを内容とするものでございまして、両者の関連性は非常に深いものがあるというふうに考えております。また今後、本県経済を飛躍させていくためには、産業や業界の壁を超えた新たな連携、この芽を育てていくと、こういった視点も求められていると思います。

そこで、来年4月から両事務所を統合したいというふうに考えておりまして、そのメリットといたしましては、例えば商品量目検査といいます、はかりとかそういったものの検査で、計量検定所が食品加工業者や量販店に立入検査を行うといった際に、事業者の課題を聴取しまして、それを技術支援サイドへ伝えていくと。あるいは計量検定所が行う水質や騒音という環境測定機器の検査業務、いわゆる環境計量といわれておりますけども、こういった部分におきまして、工業技術センターが有する検査分析業務、こういったスキルを反映させていくと。またさらには、県内のものづくり企業と環境計量証明事業者との連携によりまして、新たな事業やサービスといったものも検討できるのではないかというふうに考えておりまして、双方の強みと機能を持ち寄りまして、県内事業者に対して、より質の高いサービスを提供していくと。あるいは新たな事業の芽を発掘するといったような、これまでにない事業効果が生まれるものと、このように考えております。

木南委員

施設の合併目的はよくわかりました。頑張っしてほしいと思うんですが、今まで計量検定所っていうのは、指導機関、検査機関です。お前あかんよと、こういう話です。ところが、工業技術センターについては、皆さんから来ていただいて御指導申し上げる、あるいは依頼を受ける。それが一緒になるもんですから、市場というかユーザーさんは非常にこんがらがらないかと思って、ちょっとは心配しとるので、そこら辺のないように十分配慮して運用をしてほしいということをお願いして終わります。

豊田工業技術支援本部長

今回の工業技術センターの設管条例の改正につきましては、先ほど新産業戦略課長が御説明したとおりでございます。

今の木南委員の御提言といいますか御意見のとおり、これまでの規制行政であります計量検定業務、これは当然今後とも継続するわけでございますが、工業技術センターにおける研究職員の知見でありますとかスキルを生かして、今まで以上に産業振興に前向きに取り組んでいこうということで、決して今までの計量検定所の機能というものが損なわれるものではございません。今後、工業技術センターの能力と合わせまして、県内の企業の振興につながるよう精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時06分）